

## 〔保健福祉部 国保年金課 所管〕

03010401 後期高齢者医療広域連合負担金

予算書P. 104

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	389,531	381,098	8,433	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	389,531	381,098	8,433	

### 【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、茨城県後期高齢者医療広域連合の組織を運営維持するための共通経費及び医療給付費の公費負担分について、市が負担することとなつた。

### 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の円滑な財政運営を図る。

### 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

組織を運営維持するための共通経費は、市町村の均等割、人口割、高齢者人口割により算出した共通経費負担金を、また、医療給付の財源として、市町村負担金分(1/12)を療養給付費負担金として、茨城県後期高齢者医療広域連合へ支出する。

内訳

広域連合共通経費 20,668千円

後期高齢者医療給付費 368,863千円

03010402 後期高齢者健康診査事業

予算書P. 105

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,941	22,491	3,450	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	19,549	22,491	△ 2,942	後期高齢者健康診査受託料 後期高齢者医療制度特別対策補助金
一般財源	6,392	0	6,392	

### 【背景(なぜ始めたのか)】

被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、茨城県後期高齢者医療広域連合は「茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱」により、健康診査を行うこととなり、同健康診査に係る業務は市町村に委託し実施する。

### 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

被保険者の疾病の早期発見に努め、被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図る。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

### 1 健康診査

地区公民館等において集団健診（受診料無料）を行い、被保険者に受診してもらう。また、指定医療機関において、個別健診（個人負担1,000円）を実施する。

### 2 人間ドック・脳ドック検診費用助成

人間ドック検診、脳ドック検診を行った被保険者に対し、健診費用の一部助成を行う。

人間ドック検診 15,800円×180人

脳ドック検診 20,000円×40人



集団健診

03010602 医療費助成事業

予算書P. 106

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	345,325	371,872	△ 26,547	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	158,170	172,124	△ 13,954	医療福祉費補助金(医療費)
地方債	0	0	0	
その他	25,002	25,002	0	高額療養費返納金
一般財源	162,153	174,746	△ 12,593	

## 【背景(なぜ始めたのか)】

乳幼児等の医療にかかる患者負担分を公費で助成することで、必要とする医療を容易に受けられるようにし、併せて健康の保持と生活の安定を図ることを目的に、県補助事業として始まった。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

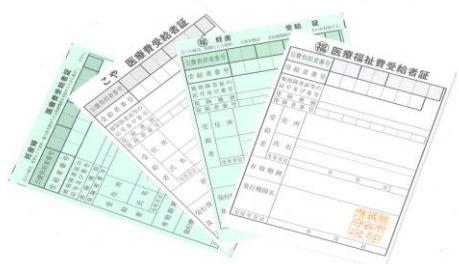
妊娠婦、18歳年度末までの子ども、母子家庭、父子家庭及び重度障がい者に対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、健康の保持・増進と生活の安定を図る。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする（重度障がい者は自己負担なし）。子どもは、小学6年生までは入院、外来、調剤薬局の助成、中学生から18歳年度末までは入院のみの助成を行う。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関受診の際に受給者証を提示することで、助成を受けることができる。受給者証を提示しなかった場合や県外受診の際は、償還払い（後払い方式）により助成する。

県の補助事業であり、県1/2、市1/2の負担割合となる。



受給者証

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,925	71,223	△ 5,298	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	200	200	0	高額療養費返納金
一般財源	65,725	71,023	△ 5,298	

**【背景(なぜ始めたのか)】**

県から補助を受け実施している医療費助成事業（マル福）を所得制限等により利用できない妊産婦及び子どもに対して医療費の一部を市が単独で助成することで、必要な医療を容易に受診できるようにし、少子化対策及び子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持を図ることを目的に始まった。

**【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】**

マル福を所得制限等により利用できない妊産婦及び18歳年度末までの子どもに対して医療費にかかる経済的負担を軽減する。

子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持と生活の安定を図ることができる。

**【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】**

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関受診の際に受給者証を提示することで、助成を受けることができる。受給者証を提示しなかった場合や県外受診の場合は、償還払い（後払い方式）により助成する。

マル福では、中学生以上は入院のみを助成の対象としており、当制度により中学生の外来及び調剤薬局の助成を行っている。また、妊産婦については県制度では産科・婦人科のみを対象としており、当制度により助成対象疾病の拡大を行っている。産科・婦人科以外を受診した際の医療費については、償還払いにより助成する。

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,346	2,988	358	
国庫支出金	3,346	2,988	358	拠出年金事務費交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

**【背景(なぜ始めたのか)】**

平成12年4月の地方分権一括法の施行により法定受託事務として定められた年金事務を実施している。

**【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】**

市民の年金受給権の確保を図り、健全な市民生活向上に寄与することができる。また、身近な窓口で国民年金等に係る法定受託事務及び連携事務を実施することにより、市民の利便性が向上する。

**【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】**

国民年金被保険者の各種届出、免除・猶予・学生特例申請、各種裁判請求などの窓口受付や相談を行い、迅速に日本年金機構に進達する。また関係機関との連携を密にし、広報紙やホームページを利用した市民への年金制度の周知を図り、年金未加入者や未納を防ぎ確実な年金受給につなげるよう努める。